

2016年6月吉日

お客様各位

国際海上輸出コンテナの総重量の確定方法の制度化への対応について

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、掲題の件について、SOLAS 条約の改正に伴い、船積みされる輸出コンテナの総重量の確定方法が制度化されました。2016年7月1日以降に船積みされる輸出コンテナについては、国土交通省が定めた制度に基づいたコンテナ総重量を船社・ターミナルに提供する必要があります。本制度に関わる運用方法について、下記のとおりご案内させていただきます。

なお、本制度に関する運用及び SOLAS 条約の改正の詳細に関しましては国土交通省のホームページをご参照願います。

http://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_mn8_000008.html

敬具

記

1. コンテナ総重量情報提出方法

確定コンテナ総重量情報の伝達方法は、従来通り搬入票を使用致します。搬入票記載のコンテナ総重量を確定総重量とし、搬入票署名欄の署名者を、総重量を確定した届出荷送人または登録確定事業者ないし、その代行者と見なします。

2. 提出について

各コンテナ搬入時に、搬入票のご提出をお願い致します。

3. 搬入票に記載の重量と実重量に大きな乖離が判明した場合の対応について

船会社又はターミナルから、搬入票署名欄のご担当者にご連絡の上、再計量もしくは正確な重量の再申告をお願いさせていただきます。

4. Tare Weight

空コンテナの重量については、ドアに記載されている“Tare Weight”をご利用願います。

5. 開始時期

本年7月1日以降に船積みされるコンテナから対象となります。

6. 注意事項

搬入票への必要事項の記載漏れ、記載間違い、乖離等の理由により、本船変更・不積み等が発生した場合、これらに伴う諸費用はお客様負担とさせていただきますので予めご了承願います。

以上